

福祉生活病院常任委員会資料

(令和6年9月17日)

陳情6年福祉保健第35号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-35 (R6.9.6)	福 祉 保 健	能登半島地震の状況を受けて、安定ヨウ素剤の積極的な事前配布を求める陳情	

▶陳情事項

令和6年能登半島地震の被災状況をふまえ、安定ヨウ素剤の事前配布については、原子力発電所から5km圏内の地域（予防的防護措置を準備する区域：PAZ）と同様に、配布率を上げるためにより積極的な方法を検討することを求める。

また、事前配布の範囲も30km圏外に拡大することを求める。

▶陳情理由

本年1月1日に起きた能登半島地震により、北陸電力志賀原子力発電所周辺地域では、家屋の倒壊・道路の寸断・津波・海岸線の隆起など想定外の被害が広がり、火災により焼失した地域もあった。志賀原発は長期停止中であったため、今回は深刻な放射能漏れを伴う事故には進展しなかった。しかし、大地震と原発事故が重なった場合、これまでの避難計画では対応できないことが、次々と可視化された。この過酷な被災状況から、私たちは様々な教訓を得ることができる。

原発事故が起きた場合、様々な放射性物質が放出されるため、被ばくのリスクが高まる。その中で特に影響を受けやすい乳幼児・子どもたちの場合、放射性ヨウ素に被ばくすると、甲状腺がんになる可能性が高まる。安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺の被ばくを防護する働きがある。

島根原子力発電所から30km圏内にある鳥取県境港市と米子市の一部（緊急防護措置を準備する区域：UPZ）の住民は、屋内退避の後、避難（一時移転）の際に安定ヨウ素剤を受け取る計画になっている。けれども、大地震が生じた場合、能登半島地震と同様に、屋内退避や避難ができない可能性がある。屋内退避の際、たとえ家屋が倒壊していなくても、ドアが閉まらない、窓が割れている等の場合は、被ばくを避ける効果が失われる。また、避難の際、亀裂や段差が生じて道路を通行できない場合、スタッフも住民も配布場所にたどり着くことは困難だと考えられる。

また、30km圏外の場合も、大地震による家屋損壊が生じる可能性がある。その場合、30km圏内と同様に屋内退避も避難も困難な状況が生じる。放射性物質がどこまで拡散するかは、事故の規模によるが、上岡直見氏（※）の試算によれば、UPZ圏内を超えて鳥取市まで、一時移転の日安となる毎時20マイクロシーベルトに到達する可能性があることを示している。様々な状況への対策として、安定ヨウ素剤は事前に配布することが必要であると考えられる。

※上岡直見氏は、環境経済研究所代表であり、新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会委員を務めるなど各地の原発の避難計画を分析・検討している。

原子力規制庁放射線防護企画課が作成した「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（令和3年7月21日一部改正）によると、安定ヨウ素剤

は適切なタイミングで服用する必要がある、「放射性ヨウ素にばく露される 24 時間前からばく露後 2 時間までの間に安定ヨウ素剤を服用することにより、放射性ヨウ素の甲状腺への集積の 90%以上を抑制することができる。また、すでに放射性ヨウ素にばく露された後であっても、ばく露後 8 時間であれば、約 40%の抑制効果が期待できる。しかし、ばく露後 16 時間以降であればその効果はほとんどないと報告されている」との記載がある。このように、安定ヨウ素剤は服用のタイミングが重要であり、事前配布により手元に持っている方が、どのような事態にも素早く対応できる。

現在、島根原発から 5 km 圏内の P A Z では、個別に配布会の申込用紙を郵送することにより、43.3%の配布率となっている（令和 5 年度末）。ところが、鳥取県内の U P Z では、職員の方々の努力にもかかわらず、1%に満たない配布率となっている。能登半島地震の被災状況をふまえ、屋内退避も避難もできない可能性を教訓として、乳幼児や子どもたちの生命、健康を守るために、より積極的な事前配布に取り組む必要があると考える。

▶提出者

えねみら・とっとり（エネルギーの未来を考える会） 共同代表 山中 幸子

現状と県の取組状況

執行部提出参考資料

福祉保健部（健康医療局医療・保険課）

【現 状】

- 1 国の原子力災害対策指針（原子力規制委員会告示）では、P A Z（原発5キロ圏）内においては、避難を即時に実施するなど予防的防護措置を実施することが必要となることから、避難に際して、安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行うことができるよう、安定ヨウ素剤を事前配布できる体制を整備する必要があると規定されている。
- 2 U P Z（原発5～30キロ圏）内においては、プラント状況や空間放射線量率等に応じて、避難等の防護措置を講ずることとなり、この避難等の際、原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）の指示等に従い安定ヨウ素剤を服用することから、地方公共団体は安定ヨウ素剤を緊急配布できる体制を整備する必要があるが、学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される場合は、P A Zの例により事前配布を実施することができるとされている。
- 3 島根原発に係るU P Zには、境港市全域（約3.3万人）と米子市の一部（約3.5万人）が含まれており、全面緊急事態等が発生した場合には、原子力災害対策本部の指示等に基づき、状況に応じた防護措置を取る必要がある。
- 4 国はU P Z外において安定ヨウ素剤の服用を必要とする場合に備え備蓄を行っており、緊急配布場所への輸送を速やかに完了する体制をとっている。

【県の取組状況】

本県の安定ヨウ素剤の予防服用については、原子力災害対策指針を参考に、米子市・境港市と連携して住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備している。

- 1 安定ヨウ素剤については、避難等と併せて安定ヨウ素剤の服用を行うことができるようあらかじめ決められた居住区域にある一時集結所で配布することとしている（緊急配布）が、一時集結所で安定ヨウ素剤を受け取る事ができなかった者は、避難退域時検査会場において受領することとしている。
- 2 国の原子力災害対策指針にもとづき、地元の米子市・境港市と配布方法の検討を行い、U P Z内においては、住民の徒歩圏内にある公民館・体育館等40か所以上の「一時集結所」に2～3回分の安定ヨウ素剤（丸剤・ゼリー剤）を備蓄するとともに、小・中・高の学校や福祉入所施設にも児童・生徒・入所者分を備蓄し、さらに避難した方が服用できるように「避難退域時検査会場」用にも備蓄しており、確実に保管管理し、迅速に配布、服用できる体制をとっている。
- 3 県と米子市及び境港市は、U P Z内に居住する住民のうち、原子力災害発生時に一時集結所等で速やかに安定ヨウ素剤を受け取ることが困難（※）で、希望される方に対し、平成30年度から事前配布説明会において安定ヨウ素剤の事前配布を行っている。

また、令和2年度から米子保健所での事前配布を開始している。（毎月第2・第4火曜日（祝日を除く）午後3時～午後5時（予約制））

（※）障がいや病気がある・妊娠している・小さい子ども（小学生以下）が世帯にいる・高齢者や障がい者等が世帯にいる・その他これらに準ずる理由がある方

【事前配布の状況（令和6年3月末時点）】

（単位：人）

年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	計
事前配布説明会	228	103	32	76	24	22	485
通年配布（米子保健所）	-	-	32	15	24	6	77
計	228	103	64	91	48	28	562

- 4 令和3年度以降、服用を優先すべき対象者（妊婦・授乳婦・未成年者（乳幼児を含む））で緊急時に受け取りが難しい者に対する事前配布の広報を強化している。

【現在の服用優先者に対する制度周知の実施状況】

- ・米子市・境港市内の小児科・産婦人科へ事前配布に関する案内チラシを配架依頼（県）
- ・UPZ内地域へ事前配布説明会案内チラシを新聞折込により配布（県）
- ・母子健康手帳の交付時や乳幼児健康診査時など、妊婦及び乳幼児の保護者への周知（境港市）
- ・全ての保育園、幼稚園、小・中学校における全園児・生徒への案内チラシの配布（境港市）
- ・事前配布説明会について市報により周知（境港市）
- ・全ての保育園、幼稚園における案内チラシの配架（米子市）
- ・UPZ内の小・中学校における全生徒への案内チラシの配布（米子市）
- ・UPZ内の自治会における案内チラシの回覧（米子市）
- ・ホームページ、広報誌、SNSでの周知（米子市）
- ・UPZ内の公民館でのチラシ配架（米子市）